

徳島県告示第二百八十一号

平成八年徳島県告示第四百七十一号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の知事が定める金額を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年五月一日から施行する。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表常時介護を要する状態の項第一号中「十六万五千五百五十円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百九十円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項第一号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第二号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。